



平成 28 年 5 月 16 日

各 位

会社名	小野建株式会社
代表者名	代表取締役社長 小野 建
コード番号	7414 東証第一部・福証
本社所在地	大分県大分市大字鶴崎 1995 番地の 1
問合わせ先	取締役管理統括本部長 小野 信介 Tel 093-561-0036

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 16 日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社へ移行すること及び本店所在地の移転を決定し、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 67 期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監督機能を一層強化し、当社のコーポレート・ガバナンスのさらなる充実をはかるものです。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 67 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、同株主総会終了後から監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 本社機能として管理統括本部を福岡県北九州市に設置しており、業務の効率化をはかるため、本店所在地の移転を行うものであります。
- ② 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- ③ 改正会社法により、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。
- ④ 改正会社法において、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことにより、業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため規定の変更を行うものであります。
- ⑤ 条文の新設・削除に伴い、条数の整備を行うとともに、その他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 24 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 24 日 (予定)

【別紙】定款変更の内容

(下線部は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則 第1条～第2条 (条文省略) (本店の所在地) 第3条 当社は本店を<u>大分県大分市</u>に置く。 (機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u> 第5条～第18条 (条文省略) 第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第19条 当社の取締役は、12名以内とする。 (新 設) (選任方法) 第20条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略) (任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) (新 設) (新 設)</p>	<p>第1章 総 則 第1条～第2条 (現行どおり) (本店の所在地) 第3条 当社は本店を<u>福岡県北九州市</u>に置く。 (機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u> 第5条～第18条 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>)は、12名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u> (選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) (任 期) 第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>(重要な業務執行の委任)</u> 第22条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条～第26条（条文省略） （報酬等）</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第28条（条文省略）</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額とする。</p>	<p>第23条～第27条（現行どおり） （報酬等）</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬とそれ以外の取締役の報酬とは、区別して定める。</u></p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第29条（現行どおり）</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 第29条～第36条（条文省略）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>	<p>第5章 監査等委員会 （削 除） <u>（監査等委員会の招集）</u></p> <p>第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>（監査等委員会規程）</u></p> <p>第31条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 計算 第37条～第40条（条文省略） 付 則</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>	<p>第6章 計算 第32条～35条（現行どおり） 付 則 <u>（本店の移転に関する効力発生）</u></p> <p>第1条 <u>第3条の規定変更は、平成28年6月24日に開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本付則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p> <p><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p>第2条 <u>当会社は、第67期定時株主総会終結前の行為について、会社法第426</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<u>条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u>

以上